

MY企業年金通信

No. 2016-01

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【退職給付会計関連】2016年3月期の割引率の状況について	厚年基金	DB	DC	その他

当社で受託している退職給付債務計算サービスにおける計算結果等をもとに、2016年3月期の加重平均割引率を当社にて算出しましたので、結果をご報告します。

なお、この割引率は、各企業が選択した債券の種類（国債または優良社債）に応じた2016年3月末時点の当社作成のイールドカーブに基づき、デュレーションアプローチによる加重平均割引率として算出したものであり、重要性基準等は考慮しておらず、実際に各企業が適用した割引率とは異なる場合があります。

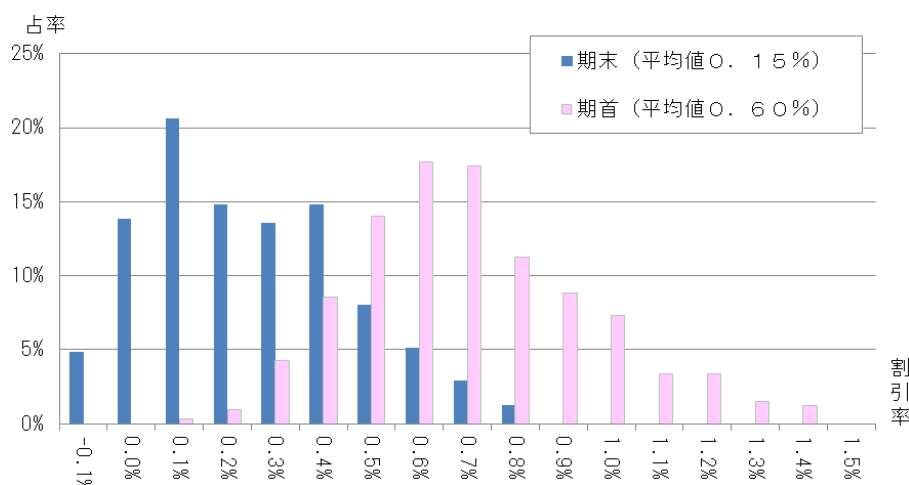
ポイント

- 2016年3月期の割引率は平均0.15%となり、期首に比べ平均0.45%低い水準になっています。
- これは、日本銀行によるマイナス金利政策の導入により、国債等の利回りが低下していることが主な要因であると考えられます。

（１）期末の割引率の状況

期末および期首の割引率を比較すると、期末は平均0.15%で、期首に比べ平均0.45%低い水準となっています（図1）。割引率が0%を下回っている割合が全体の19%となっており、マイナスの割引率への対応を迫られたケースが一定程度生じたことと思われます。

【図 1】 期末および期首の割引率



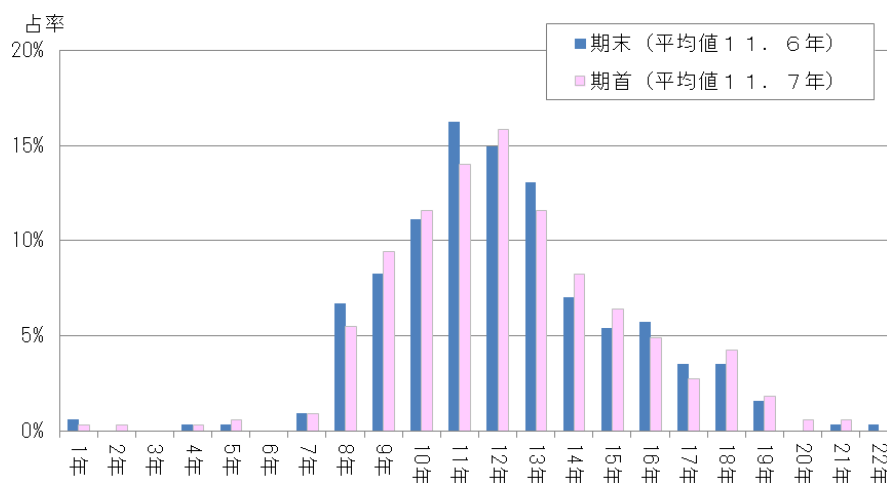
(注) イールドカーブについては、期末は 2016 年 3 月末時点、期首は 2015 年 3 月末時点の当社作成のイールドカーブ（国債／優良社債）を使用しています。

(2) 割引率の低下要因

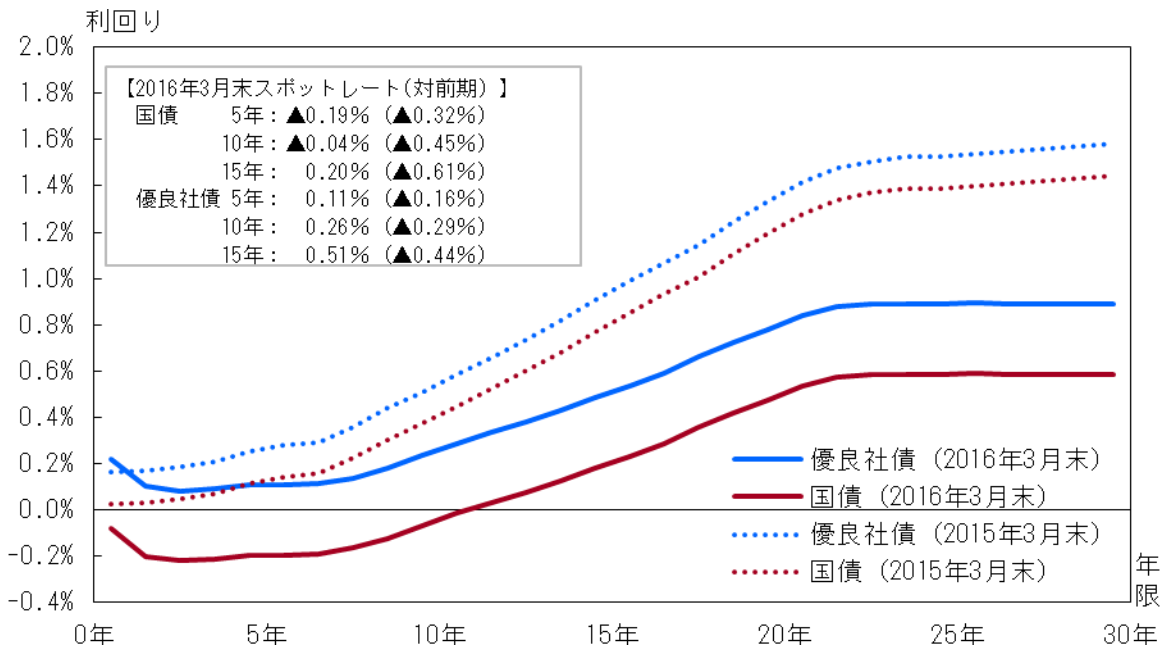
デュレーションアプローチの場合、割引率の変動要因は、デュレーションの変動とイールドカーブの変動に分けることができます。

期末におけるデュレーションは、期首と比べ若干短くなっているものの大きな変動はなく、割引率への影響は限定的と考えられます（図 2）。一方で、イールドカーブについては、マイナス金利政策の影響もあり、期首と比べ大きく低下しており、割引率の低下の要因になっていると考えられます（図 3）。特に、国債のイールドカーブについては低下の幅が大きく、年限 11 年のあたりまで、スポットレートがマイナスになっています。期末におけるデュレーションの平均が 11.6 年であるために、国債のイールドカーブを使用している場合には、割引率が 0% 以下になるケースも少なくなかったものと思われます。

【図 2】 期末および期首のデュレーション



【図3】 当社作成の国債および優良社債のイールドカーブ



(3) 金利感応度としてのデュレーション

デュレーションとは、退職給付制度における給付支払までの平均期間を表す年数です。デュレーションが長い場合には、割引が掛かる期間が長くなるため、退職給付債務の計算における割引率の影響は大きくなり、逆に短い場合には、割引が掛かる期間が短くなるため、割引率の影響は小さくなります。このように、デュレーションとは金利感応度としての一面も持っています。

今回のように割引率が低下すると、退職給付債務は増加するため、決算に大きな影響を与えることも考えられます。割引率の低下による退職給付債務の増加の影響については、このデュレーションを用いることにより、次のように簡易的に計算することができます。

$$\text{退職給付債務の増加幅} \approx \text{割引率の低下幅} \times \text{デュレーション}$$

例えば、デュレーションが10年で、割引率が1%低下した場合には、退職給付債務が約10%程度増加することになります。仮にデュレーションが20年であるならば、同じように割引率が1%低下したとしても、退職給付債務は約20%増加することになり、その影響度合いは大きくなります。このように、デュレーションは退職給付債務が持つ金利変動リスクを表しているとも言えます。

なお、2016年3月期では、期末の平均の割引率の低下幅は0.45%、平均のデュレーションは11.6年ですので、単純平均すると退職給付債務は5%程度増加したものと推測されます。

(4) マイナスの割引率について

日本銀行のマイナス金利政策などの影響を受けて、国債の利回り等についてマイナス金利が観察されており、退職給付債務の計算に用いる割引率としてマイナスの利回りを適用することの是非が問題となりました。

この問題に対して、2016年3月9日の企業会計基準委員会（ASBJ）において審議が行われ、退職給付債務の計算における割引率について、2016年3月決算においては、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられるとの検討結果が示されました。従って、マイナスの割引率を用いるかどうかについては、企業ごとに判断が分かれるものと思われます。

(5) 期末の割引率の補正計算

期末の割引率による退職給付債務は、実際には、事前に計算した割引率のみ異なる2つの退職給付債務から補正計算を行なって算出することが一般的だと考えられます。補正計算の精度を保つためには、期末の割引率が補正計算に用いる2つの割引率の間に入ることが望ましいとされています。

しかし、今般のマイナス金利政策の導入による金利低下のように、金利が大幅に変動した場合には、期末の割引率が事前に計算した2つの割引率の範囲外となり、いわゆる外分補正による補正計算を行なうことも想定されます。外分補正の場合、期末の割引率が補正計算に用いる2つの割引率から大きく離れると、本来の計算結果から乖離してしまうことがあるので注意が必要です。

実際の補正計算の精度については、「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」（日本年金数理人会・日本アクチュアリー会）の「付録3 割引率に関する合理的な補正 二点補正の精度」が参考になります。この資料では、一定の仮定の下での退職一時金制度および企業年金制度における補正計算の結果が例示されています。

参考として、企業年金制度における割引率2.0%と2.5%をもとにした補正計算の結果を引用すると、

割引率1.9%について外分補正を行なう場合、乖離率が▲0.045%

割引率1.5%について外分補正を行なう場合、乖離率が▲0.380%

となっています。

なお、2.0%と2.5%の範囲で内分補正を行なう場合にも、乖離率は+0.03%～+0.05%程度となっており、割引率1.9%について外分補正を行なう場合の乖離率と概ね同水準となります。そのため、外分補正であっても、2つの割引率から大きく離れていない場合には、一定の精度が期待できると言えます。

以上